

## 第5章 国の基本指針に即して定める「第7期障害福祉計画」

### 1 計画の策定にあたって

#### (1) 計画の性格及び位置付け

障害福祉計画は、障害者総合支援法第89条に基づき、国の定める「基本指針」<sup>※</sup>に即し、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

本県の障害福祉計画は、これまで、第1期計画（平成18～20年度）、第2期計画（平成21～23年度）、第3期計画（平成24～26年度）、第4期計画（平成27年～29年度）、第5期計画（平成30～令和2年度）及び第6期計画（令和3～5年度）を策定しており、このうち第4期計画以降は、障害者基本法に基づく障害者計画と統合し、「岐阜県障がい者総合支援プラン」の中に位置付けて策定しております。

第7期計画（令和6～8年度）においても、引き続き、同プランの中に位置付けて策定します（第5章、第7章）。

#### ※ 国の定める「基本指針」

根拠規定：障害者総合支援法第87条（基本指針）

主務大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。

→ 指針の内容については、185ページに掲載

#### (2) 第7期計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

#### (3) 障害保健福祉圏域の設定

障害者総合支援法では、障がい者に身近な行政主体である市町村が、当事者のニーズを的確に把握したうえで障がい者の支援に取り組んでいくことを基本としていますが、専門的な支援については、広域的な取組みも必要です。

このため、指定障害福祉サービス等の見込量等については、5つの障害保健福祉圏域ごとに定めることとします。

(障害保健福祉圏域)

圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃圏域	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

#### (4) 計画の推進体制

障害福祉計画における目標等について、年に1回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害福祉計画の見直しの措置を講じます。

##### ①岐阜県障がい者総合支援懇話会等との協働

障害福祉計画を推進するためには、行政だけではなく、障がい者支援に関連するすべての者が連携し、積極的・主体的に取り組む必要があります。

このため、「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴き、実践活動面で障害福祉計画の推進に資するよう関係者間の協働を図ります。

##### ②岐阜県障害者施策推進協議会への協議

障害福祉計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進捗管理と評価を行います。

また、障害福祉計画を見直す場合は、県民に広く意見募集するとともに岐阜県障害者施策推進協議会において、その内容を協議します。

#### (5) 障害福祉サービス等の見込量の算出

第7期障害福祉計画の目標年度である令和8年度における障害福祉サービス等の見込量は、市町村の報告数値を基礎として、第6期障害福祉計画の実績を踏まえ、算出しました。

##### ①市町村との調整

市町村は障害福祉サービス等の見込量や目標数値等について、これまでの実績を踏まえ、各種調査や有識者会議等を実施したうえで計画数値を見込んでいます。

県においては市町村ごとの障害福祉サービス等の見込量を合計したうえで、サービスの種類ごとに精査・調整を行い、サービスの見込量を定めました。

## 2 成果目標

### (1) 令和8年度の成果目標の設定

国の基本指針では、①福祉施設の入所者の地域生活への移行、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③地域生活支援の充実、④福祉施設から一般就労への移行等、⑤相談支援体制の充実・強化等、⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、令和8年度の成果目標を設定することとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、令和8年度の成果目標を次のとおり設定します。

#### ①福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### ア 成果目標の設定

###### 【国の基本指針】

- ・令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から、5%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情に応じて設定。
- ・令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情に応じて設定。



###### 【県の成果目標】

- ・令和8年度末の施設入所者数は、令和4年度末時点を基準に現状維持とします。
- ・令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の4.2% (92人)以上が地域生活へ移行することを目指します。

**【成果目標の積算】**

項 目	数 値	備 考
① 令和4年度末の施設入所者数	2,209人	令和4年度末現在の県内施設の入所者数
② 令和8年度末の施設入所者数	2,209人	令和8年度末現在の県内施設の入所者数
③【目標値】 施設入所者数の減少見込み(②-①) (割合 ③÷①)	0人 (△0%)	令和4年度末現在の施設入所者数の令和8年度末までの減少見込み数
④【目標値】 地域生活移行者数 (割合 ④÷①)	92人 (4.2%)	施設入所者のうち、令和8年度末までにグループホーム、一般住宅等へ地域移行する者の数
⑤(参考)【第6期計画実績】 地域生活移行者数 (割合)	41人 (1.8%)	施設入所者のうち、令和4年度末までにグループホーム、一般住宅等へ地域移行した者の数

**イ 成果目標設定の考え方**

- 施設入所者数は、入所者の高齢化が進み地域生活移行が難しい状況や県内の向こう3年間の入所施設の待機者が相当数(約180人)いる状況を踏まえるとともに、障がい者の将来ニーズを見据え、セーフティネットの役割の重要性に鑑み、令和8年度末の施設入所者数は現状維持を目標値とします。
- 施設入所者の地域生活移行は、地域生活を望む入所者の希望を実現するため、また、緊急度が高く真に入所が必要な待機者が入所できるよう可能な限り推進していきます。しかしながら、入所者の高齢化が進み地域生活移行が難しい状況等を踏まえ、入所者のうち、60歳以下かつ、障害支援区分の中・軽度(障害支援区分4以下)の方である92人(4.2%)を、令和8年度末までの地域生活移行者数の目標値とします。

**ウ 指定障害者支援施設の必要定員総数の設定**

- 国の基本指針では、各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定めることとされているため、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、次のとおり設定します。
- なお、指定障害者支援施設においては、多くの入所待機者がいる施設がある一方、入所定員数に空きがあり、今後も入所希望者がいない施設もあるという状況が生じています。そのため、利用者ニーズや地域バランス等を踏まえ、入所定員数と入所者数の乖離、入所待機者の解消について検討していきます。

**【指定障害者支援施設の必要定員総数】**

	令和4年度*	令和5年度*	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者支援施設定員数 (実際の定員数)	2,339人 (2,319人)	2,339人	2,319人	2,319人	2,319人

※前計画で定めた必要定員総数

## ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ア 成果目標の設定

#### 【国の基本指針】

- ・令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本に設定する。
- ・令和8年度時点の精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数の目標値を国が提示する推計式を用いて設定。
- ・令和8年度における入院後3か月時点の退院率を、68.9%以上を基本として地域の実情に応じて設定。
- ・令和8年度における入院後6か月時点の退院率を、84.5%以上を基本として地域の実情に応じて設定。
- ・令和8年度における入院後1年時点の退院率を、91.0%以上を基本として地域の実情に応じて設定。



#### 【県の成果目標】

- ・令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均が325.3日以上になることを目指します。
- ・令和8年度時点の精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数の目標値を国が提示する推計式を用いて設定します。
- ・令和8年度における入院後3か月時点の退院率を、69%以上として設定します。
- ・令和8年度における入院後6か月時点の退院率を、85%以上として設定します。
- ・令和8年度における入院後1年時点の退院率を、91%以上として設定します。

【成果目標の積算】

項 目	令和4年度実績	令和8年度目標
①【目標値】 退院後1年以内の地域における生活日数の平均	319.2日*	325.3日以上
②【目標値】 65歳以上の1年以上長期入院患者数	1,148人	1,100人
③【目標値】 65歳未満の1年以上長期入院患者数	905人	817人
④【目標値】 入院後3か月時点の退院率	67.1%*	69%以上
⑤【目標値】 入院後6か月時点の退院率	84.1%*	85%以上
⑥【目標値】 入院後1年時点の退院率	90.4%*	91%以上

※については、令和元年度の実績

イ 成果目標設定の考え方

- 国の基本指針においては、「退院後1年以内の地域における生活日数の平均」の目標値は325.3日以上とすることが基本とされています。これを踏まえ、本県においても、325.3日以上を目標とします。
- 国が提示する推計式を用いて「65歳以上の1年以上長期入院患者数」「65歳未満の1年以上長期入院患者数」を算出し、それぞれ、1,100人、817人を目標とします。
- 国の基本指針においては、「入院後3か月時点の退院率」「入院後6か月時点の退院率」「入院後1年時点の退院率」の目標値は、それぞれ68.9%以上、84.5%以上、91.0%以上とすることが基本とされております。これを踏まえ、本県においては、それぞれ69%以上、85%以上、91%以上を目標とします。

## ③地域生活支援の充実

## ア 成果目標の設定

## 【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに各市町村（複数市町村による共同含む）において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーター等の配置等を進め、また、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。



## 【県の成果目標】

- ・令和8年度末までに各市町村（複数市町村による共同含む）において地域生活支援拠点等が整備されることを目指します。
- ・地域生活支援拠点等には、各市町村においてコーディネーター等が配置されるとともに、年1回以上運用状況の検証及び検討が実施されることを目指します。
- ・令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制が整備されることを目指します。

## 【成果目標の積算】

項 目	令和4年度実績	令和8年度目標
【目標値】 地域生活支援拠点等が整備された市町村数	39市町村	42市町村
【目標値】 コーディネーター等が配置された市町村数	11市町村	42市町村
【目標値】 年1回以上の運用状況の検証及び検討が実施された市町村数	31市町村	42市町村
【目標値】 強度行動障がい者を有する障がい者支援体制が整備された市町村数（圏域整備の市町村含む）	—	42市町村



## イ 成果目標設定の考え方

- 地域生活支援拠点等とは、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」に対応するため、相談（地域移行、親元からの自立等）、緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、専門性（人材の確保・養成、連携等）、地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の項目の機能を満たす拠点又は複数の事業所・機関による面的な体制です。
  
- 国の基本指針においては、令和8年度末までに各市町村（複数市町村による共同整備含む。）において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーター等の配置等を進め、また、年1回以上運用状況を検証及び検討を実施することとされています。これを踏まえ、本県においても、各市町村（複数市町村による共同含む。）において整備されるとともに、整備された地域生活支援拠点等にコーディネーター等が配置され、年1回以上運用状況の検証及び検討が実施されることを目標とします。
  
- また、国の基本指針において、令和8年度末までに各市町村又は圏域において、強度行動障がいや有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることとされています。これを踏まえ、本県においても、各市町村又は圏域において整備されることを目標とします。



## ④福祉施設から一般就労への移行等

## ア 成果目標の設定

## 【国の基本指針】

- ・令和8年度における就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労移行者数を令和3年度移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度における就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業の各事業を通じた一般就労移行者数を令和3年度移行実績のそれぞれ1.31倍以上、1.29倍以上、1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度末までに県が協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。



## 【県の成果目標】

- ・令和8年度における就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労移行者数を令和3年度移行実績の1.28倍以上とすることを目指します。
- ・令和8年度における就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業の各事業を通じた一般就労移行者数を令和3年度移行実績のそれぞれ1.31倍以上、1.29倍以上、1.28倍以上とすることを目指します。
- ・令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。
- ・令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを目指します。
- ・令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目指します。
- ・令和8年度末までに県が協議の場を設けて取組を進めることを目指します。

## 【成果目標の積算】

項 目	数 値	備 考
① 令和3年度の一般就労移行者数	262人	令和3年度において就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労した者の数
②【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数 (増加率 ②÷①)	336人 (1.28倍)	令和8年度において就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労した者の数

項 目	数 値	備 考
③ 令和3年度の就労移行支援事業の 一般就労移行者数	130人	令和3年度において就労移行支援事業を通じて一般就労した者の数
④【目標値】 令和8年度の就労移行支援事業の 一般就労移行者数 (増加率 ④÷③)	171人 (1.31倍)	令和8年度において就労移行支援事業を通じて一般就労した者の数

項 目	数 値	備 考
⑤ 令和3年度の就労継続支援A型事業の 一般就労移行者数	90人	令和3年度において就労継続支援A型事業を通じて一般就労した者の数
⑥【目標値】 令和8年度の就労継続支援A型事業の 一般就労移行者数 (増加率 ⑥÷⑤)	117人 (1.29倍)	令和8年度において就労継続支援A型事業を通じて一般就労した者の数

項 目	数 値	備 考
⑦ 令和3年度の就労継続支援B型事業の 一般就労移行者数	33人	令和3年度において就労継続支援B型事業を通じて一般就労した者の数
⑧【目標値】 令和8年度の就労継続支援B型事業の 一般就労移行者数 (増加率 ⑧÷⑦)	43人 (1.28倍)	令和8年度において就労継続支援B型事業を通じて一般就労した者の数

項 目	数 値	備 考
⑨【目標値】 令和8年度の一般就労移行者割合が5 割以上の事業所の割合	5割以上	令和8年度において、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

項 目	数 値	備 考
⑩ 令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	156人	令和3年度において就労定着支援事業を利用した者の数
⑪【目標値】 令和8年度の就労定着支援事業の利用者数（増加率⑪÷⑩）	220人 (1.41倍)	令和8年度において就労定着支援事業を利用した者の数

項 目	数 値	備 考
⑫【目標値】 令和8年度の就労定着率が7割以上の事業所の割合	2割5分以上	令和8年度において、就労定着支援事業による就労定着率が7割以上の事業所の割合

項 目
⑬【目標】 令和8年度末までに県が協議の場を設けて取組を進める。

#### イ 成果目標設定の考え方

- 令和8年度における福祉施設から一般就労する者の数については、国の基本指針において、令和3年度実績の1.28倍以上とすることが基本とされています。これを踏まえ、本県においても、令和8年度における福祉施設から一般就労する者の数を令和3年度実績の1.28倍以上（336人以上）とすることを目標とします。
- このうち、就労移行支援事業を通じた一般就労については、一般就労への移行において重要な役割を担うものであることから、国の基本指針を踏まえ、令和8年度の一般就労者数を令和3年度実績の1.31倍以上（171人以上）とすることを目標とします。また、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。
- 就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、国の基本指針を踏まえ、令和8年度の一般就労者数を令和3年度実績の1.29倍以上（117人以上）、1.28倍以上（43人以上）とすることを目標とします。
- また、一般就労への定着も重要であることから、国の基本指針を踏まえ、令和8年度における就労定着支援事業の利用者数については令和3年度の実績の1.41倍以上（220人以上）とするとともに、就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とすることを目標とします。
- 加えて、県が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議の場を設けて取組を進めることを目標とします。

## ⑤相談支援体制の充実・強化等

### ア 成果目標の設定

#### 【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、各市町村（複数市町村による共同含む）において、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、各市町村協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。



#### 【県の成果目標】

- ・令和8年度末までに、各市町村（複数市町村による共同含む）に基幹相談支援センターが設置され、地域の相談支援体制の強化を図る体制が確保されることを目指します。
- ・令和8年度末までに、各市町村協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組が行われるとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制が確保されることを目指します。

#### 【成果目標の積算】

項 目	令和4年度実績	令和8年度目標
【目標値】 基幹相談支援センターの設置市町村数	41市町村	42市町村
【目標値】 協議会の体制確保市町村数	29市町村	42市町村

### イ 成果目標設定の考え方

- 国の基本指針においては、令和8年度末までに、各市町村（複数市町村による共同設置を含む。）において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とすることとされています。

これを踏まえ、本県においても、各市町村に同センターが設置され、地域の相談支援体制の強化を図る体制が確保されることを目標とします。

- また、協議会についても、国の基本指針を踏まえ、各市町村の協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組が行われるとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制が確保されることを目指します。

## ⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

## ア 成果目標の設定

## 【国の基本指針】

令和8年度までに、下記の体制を構築することを基本とする。

- ・市町村職員向け研修、相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修等の計画的な人材養成を推進する。
- ・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、その結果を関係自治体等と共有する体制を構築する。
- ・指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果の関係市町村との共有体制を構築する。



## 【県の成果目標】

令和8年度までに、下記の実施を目指します。

- ・市町村職員向け研修、相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修等の計画的な人材養成を推進する。
- ・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、その結果を関係自治体等と共有する。
- ・指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果を関係市町村と共有する。

## イ 成果目標設定の考え方

- 国の基本指針においては、障害福祉サービス等が多様化するとともに多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であり、県は、必要な体制を構築することを基本とすることとされています。

これを踏まえ、本県においても、計画的に市町村職員向け研修、相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）を実施するとともに、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を関係自治体等と共有し、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する年間の指導監査結果について関係市町村と情報共有する機会を設けることにより、障害福祉サービスの一層の質の向上を図っていきます。



## (2) 令和8年度の活動指標の設定

国の基本指針では、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を達成するため、令和8年度の活動指標を見込むことが適当であるとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、令和8年度の活動指標を次のとおり設定します。

### 【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	県 8回 市町村 74回	県 6回 市町村 130回
②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	県 272人 市町村 264人	県 204人 市町村 534人
③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	県 6回 市町村 41回	県 6回 市町村 66回
④精神障がい者の地域移行支援の利用者数	6人	42人
⑤精神障がい者の地域定着支援の利用者数	11人	44人
⑥精神障がい者の共同生活援助の利用者数	515人	684人
⑦精神障がい者の自立生活援助の利用者数	3人	29人
⑧精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	176人	245人
⑨精神病棟における退院患者の退院後の行き先	自宅 252人 施設 80人 医療機関 38人 その他 21人	自宅 291人 施設 92人 医療機関 44人 その他 24人

### 【福祉施設から一般就労への移行等】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①障がい者の職業訓練の受講者数 (福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職業訓練の受講者数)	労働局 8人 県 28人	労働局 10人 県 33人
②福祉施設から公共職業安定所への誘導者数 (福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数)	392人	485人
③福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数 (福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数)	117人	120人
④公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数 (福祉施設の利用者のうち、公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数)	161人	190人

## 【障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①障害福祉サービス等の市町村職員向け研修の参加者数	144人	169人
②相談支援専門員研修の修了者数	初任者 74人 現任 128人 主任 8人	初任者 80人 現任 160人 主任 15人
③サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数	基礎 318人 実践 225人 更新 388人	基礎 380人 実践 290人 更新 420人
④意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数	1回 54人	1回 48人
⑤障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の関係機関との共有回数	3回	3回
⑥指導監査結果の関係市町村との共有回数	1回	1回

## 【発達障がい者等に対する支援】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①発達障害者支援地域協議会の開催回数	1回	2回
②発達障害者支援センターによる相談支援件数	2,872件	3,050件
③発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	センター 23件 マネージャー 1,278件	センター 100件 マネージャー 1,300件
④発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	264件	270件
⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	受講者 31人 実施者 —	受講者 149人 実施者 30人
⑥ペアレントメンターの人数	33人	50人
⑦ピアサポートの活動への参加人数	172人	449人



### 3 障害福祉サービス等の見込量と確保策等

#### (1) 指定障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保策等

国の基本指針では、都道府県障害福祉計画の作成に関する事項として、各年度の指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策及びその質の向上のために講ずる措置を区域ごとに定めることとされています。

本計画においては、令和5年度までの障害福祉サービスなどの実績（見込）を踏まえ、令和6年度～8年度のサービス見込量を定めるとともに、その確保及び質の向上に関する方策を定めました。

今後は、この方策に基づき、県と市町村が協働して、障害福祉サービス等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。また、整備にあたっては、サービス提供事業者に働きかけを行うとともに、サービスの質の向上につながる支援を行います。

なお、サービス見込量は、各市町村におけるサービス見込量※を基に積算しています。

※見込量の個別単位

【人 分】 月間の利用人数

【時間分】 月間のサービス提供時間

【人日分】 「月間の利用人数」 × 「1人1月当たりの平均利用日数」 で算出されるサービス量

#### ① 訪問系サービス

##### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
居宅介護	居宅での入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたるサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有するため、常時介護を必要とする人への居宅での長時間にわたる介護や移動中の介護などの総合的なサービス
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行うサービス
行動援護	自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障がいのある人又は統合失調症等の重度の精神に障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するためのサービス
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する障がいのある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人のサービス利用計画に基づく、居宅介護等複数の包括的サービス

## イ サービス見込量

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人分	1,969	2,075	2,133	2,199
	時間分	27,765	29,102	30,053	31,086
重度訪問介護	人分	65	79	83	90
	時間分	15,825	17,695	18,477	19,518
同行援護	人分	232	245	258	267
	時間分	3,399	3,653	3,777	3,875
行動援護	人分	142	172	196	219
	時間分	2,456	3,026	3,366	3,717
重度障害者等包括支援	人分	1	1	2	4
	時間分	4	4	34	52

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村と協働し、地域のニーズに応じたサービスが確保されるよう、事業者に対する情報提供等を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- 重度訪問介護、同行援護、行動援護など専門的な知識・技能を要する分野を中心に、居宅介護従事者の養成を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 在宅における医療的ケアが必要な障がい者の支援のため、重度訪問介護従業者研修や介護職員等に対するたん吸引等の研修を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

## ② 日中活動系サービス（生活介護）

## ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
生活介護	常時介護を要する障害支援区分3以上（50歳以上は障害支援区分2以上）の人を対象とし、主として昼間において、障害者支援施設等で入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス

## イ サービス見込量

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人分	5,101	5,237	5,325	5,413
	人日分	100,561	103,723	105,365	107,150
うち 重度障がい者	人分	1,684	1,731	1,763	1,792
	人日分	33,459	34,325	34,939	35,489

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村と協働し、地域のニーズに応じたサービスが確保されるよう、事業者に対する情報提供等を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

## ③ 日中活動系サービス（自立訓練）

### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
自立訓練 (機能訓練)	病院や施設を退院・退所し、身体的リハビリテーションの継続が必要な身体に障がいのある人等を対象とし、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を行うサービス
自立訓練 (生活訓練)	病院や施設を退院・退所し、社会的リハビリテーションの実施が必要な人等を対象とし、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上を図るための訓練を行うサービス

## イ サービス見込量

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
自立訓練 (機能訓練)	人分	9	16	18	22
	人日分	87	173	184	266
自立訓練 (生活訓練)	人分	243	279	298	317
	人日分	3,310	3,891	4,161	4,433

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村と協働し、地域のニーズに応じたサービスが確保されるよう、事業者に対する情報提供等を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- 病院や施設を退院・退所した人など、対象となる者が限定されており、確保可能な事業所数が限られることから、市町村の協議会や圏域障がい者自立支援推進会議等を通じて、サービスが不足する地域を把握するとともに、広域的な見地で事業所の確保に努めます。

(健康福祉部障害福祉課)

## ④ 日中活動系サービス（就労系サービス）

## ア 提供サービスの概要

項目	備考
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス
就労移行支援	就職を希望する人に、生産活動等の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス
就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う、一般雇用に近い形態のサービス
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う、従来の福祉的就労（障害者授産施設）に近い形態のサービス
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、その就労先企業や関係機関等との連絡調整及び課題解決に向けた支援等を行うサービス

## イ サービス見込量

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
就労選択支援	人分			97	139
	人日分			1,013	1,411
就労移行支援	人分	371	387	409	432
	人日分	5,394	5,984	6,304	6,638
就労継続支援（A型）	人分	2,804	2,887	2,965	3,046
	人日分	54,378	56,216	57,810	59,408
就労継続支援（B型）	人分	4,767	4,975	5,246	5,523
	人日分	80,215	85,035	89,663	94,265
就労定着支援	人分	180	201	216	236

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村と協働し、地域のニーズに応じたサービスが確保されるよう、事業者に対する情報提供等を行います。

（健康福祉部障害福祉課）

- 就労移行支援事業については、標準的な利用期間の定めがあり、一定期間以上の継続的な利用が制限されています。このため、経営上、大人数の定員設定が難しいことから、既存の就労系サービス事業所に対して、多機能型による事業運営について提案します。

（健康福祉部障害福祉課）

- サービス提供の現場において支援プロセスの管理、支援に携わる従業者への指導・助言等を行うサービス管理責任者に対し、サービスを提供するうえでの必要な知識や理解を深めるための研修を実施し、支援の質の向上を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）

## ⑤ 日中活動系サービス（療養介護）

### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
療養介護	常時医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行うサービス

## イ サービス見込量

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
療養介護	人分	213	219	224	228

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 県立希望が丘こども医療福祉センター、岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやかと、国立病院機構長良医療センターとの連携・役割分担により、医療的ケアが必要な障がい児者の入所需要に対応します。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- 障がい児者医療を支える医療人材を育成するため、医療的ケアが必要な障がい児者の医療や看護等に必要となる知識・技術に関する専門的な研修を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

## ⑥ 日中活動系サービス（短期入所）

## ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
短期入所（福祉型）	病気などで家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的な期間での障害者支援施設等への宿泊を伴う入所・介護のサービス
短期入所（医療型）	病気などで家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的な期間での医療機関への宿泊を伴う入所・介護のサービス

## イ サービス見込量

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
短期入所（福祉型）	人分	813	855	896	949
	人日分	4,337	4,614	4,850	5,124
うち 重度障がい者	人分	209	227	235	242
	人日分	1,131	1,231	1,271	1,312
短期入所（医療型）	人分	193	208	221	233
	人日分	813	911	972	1,028
うち 重度障がい者	人分	103	115	123	130
	人日分	413	478	526	553

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 日常的に医療的ケアを必要とする障がい児者（医療的ケア児等）の家族が、身近な地域で安心してレスパイトサービスを利用できるよう、医療・福祉人材の育成・確保や事業所への運営支援等を通じて、医療的ケア児等を受け入れる短期入所事業を実施する医療機関等の増加を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）

（健康福祉部医療福祉連携推進課）

## ⑦ 居住系サービス

### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
施設入所支援	常時介護を要する障害支援区分4以上（50歳以上は障害支援区分3以上）の人に主として夜間において、障害者支援施設等で入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住宅で、相談や日常生活上の援助、介護を行うサービス
自立生活援助	定期的に居宅を訪問し、家事や体調に変化がないか、必要な助言を行うとともに、利用者からの相談や要請があった際には、訪問等による対応を行うサービス



## イ サービス見込量

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	人分	2,209	2,209	2,209	2,209
共同生活援助	人分	2,037	2,150	2,263	2,374
うち重度障がい者	人分	174	190	202	214
自立生活援助	人分	3	14	17	29

(注) 施設入所支援のサービス見込量は、目標値や県内の向こう3年間の待機者数を踏まえて算出したため、各圏域の合計とは異なる。

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 自宅あるいは施設からグループホームへの移行については、地域によっては、グループホームが不足しているため、グループホームの整備を市町村と連携し、進めていきます。

(健康福祉部障害福祉課)

- グループホームの整備にあたっては国の補助制度を活用するなどして促進するとともに、同居している介護者の高齢化等も視野に入れ、在宅からの移行に向けた整備を推進します。また、障がいの程度の重い方や発達障がいの方の入居ニーズにも対応できるグループホームの整備を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 障がい者の地域生活を支えるために、相談、体験の機会、緊急時の受入れなど、居住支援機能と地域支援機能を持った地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- 地域生活支援拠点等にコーディネーターを配置するなど効果的な支援体制の構築を進め、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討し、必要な機能の確保について検討するよう、市町村に促します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 各拠点等の運用状況、課題や事例等について、研修会等を開催し、各拠点等の機能の更なる充実、強化に繋がります。

(健康福祉部障害福祉課)

## ⑧ 相談支援

### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
計画相談支援	支給決定前のサービス等利用計画案及び支給決定後の計画の作成、一定の期間後にサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行うサービス
地域移行支援	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を提供するサービス
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を提供するサービス

### イ サービス見込量

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人分	5,079	5,304	5,465	5,631
地域移行支援	人分	5	23	30	39
地域定着支援	人分	8	20	26	38

### ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村において総合的な相談支援業務や権利擁護・地域移行等の施策を担う基幹相談支援センターの機能を充実し、地域相談支援の拠点として、地域の相談支援事業者への助言など事業者間の連携を促進させます。

(健康福祉部障害福祉課)

- 相談支援従事者研修において、意思決定支援への配慮、高齢障がい者への対応やサービス等利用計画の質の向上等を踏まえた質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 主任相談支援従事者養成研修の実施により、市町村と連携しながら、地域づくり、人材育成、困難事例への対応等、相談支援に関して地域の指導的な役割を担う人材となる主任相談支援専門員を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)

## (2) 圏域ごとの障害福祉サービス等の見込量について

市町村障害福祉計画における障害福祉サービス等の見込量を圏域ごとに集計したものを次のとおり定めます。

なお、県では、市町村ごとの障害福祉サービス等の見込量を合計したうえで、サービスの種類ごとに精査・調整を行い、サービス見込量を定めていることから、ここでの県合計の数値は、(1)に示した県のサービス見込量とは一部異なっております。

### ① 岐阜圏域

#### ○訪問系サービス

項目	単位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人分	955	990	1,023	1,059
	時間分	15,201	15,726	16,283	16,848
重度訪問介護	人分	27	31	33	35
	時間分	6,937	7,851	8,174	8,752
同行援護	人分	95	100	105	110
	時間分	1,969	2,047	2,116	2,197
行動援護	人分	63	73	86	101
	時間分	1,026	1,205	1,385	1,586
重度障害者等包括支援	人分	1	1	1	1
	時間分	4	4	4	4

#### ○日中活動系サービス

項目	単位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人分	1,809	1,857	1,894	1,932
	人日分	34,889	35,647	36,277	37,013
うち重度障がい者	人分	968	989	1,012	1,034
	人日分	19,220	19,589	19,966	20,448
自立訓練（機能訓練）	人分	1	3	3	5
	人日分	15	63	63	103
自立訓練（生活訓練）	人分	96	106	112	117
	人日分	1,571	1,769	1,853	1,936
就労選択支援	人分			63	91
	人日分			662	942
就労移行支援	人分	177	179	187	193
	人日分	2,658	2,697	2,804	2,903

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
就労継続支援（A型）	人分	1,280	1,328	1,372	1,417
	人日分	25,183	26,036	26,935	27,831
就労継続支援（B型）	人分	1,900	2,010	2,159	2,324
	人日分	33,280	35,459	38,097	40,950
就労定着支援	人分	79	83	89	95
療養介護	人分	77	79	81	83
短期入所（福祉型）	人分	243	256	266	278
	人日分	1,079	1,135	1,178	1,233
うち重度障がい者	人分	94	99	105	109
	人日分	478	505	539	560
短期入所（医療型）	人分	149	154	163	173
	人日分	647	661	705	751
うち重度障がい者	人分	76	82	86	91
	人日分	307	322	353	372

○居住系サービス

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	人分	761	755	750	741
共同生活援助	人分	816	860	914	970
	うち重度障がい者	人分	111	119	124
自立生活援助	人分	1	3	4	9

○相談支援

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人分	1,710	1,781	1,837	1,896
地域移行支援	人分	2	5	8	10
地域定着支援	人分	1	4	7	10

## ② 西濃圏域

## ○訪問系サービス

項 目	単位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人分	305	318	328	339
	時間分	4,282	4,518	4,760	5,029
重度訪問介護	人分	11	15	16	17
	時間分	2,927	3,342	3,650	3,959
同行援護	人分	36	39	43	44
	時間分	505	555	586	592
行動援護	人分	44	52	57	62
	時間分	1,032	1,194	1,323	1,467
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	1
	時間分	0	0	0	3

## ○日中活動系サービス

項 目	単位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人分	989	1,011	1,028	1,043
	人日分	20,028	20,389	20,666	20,949
うち重度障がい者	人分	352	356	362	369
	人日分	7,352	7,382	7,571	7,657
自立訓練（機能訓練）	人分	0	4	5	6
	人日分	0	22	32	52
自立訓練（生活訓練）	人分	15	23	24	25
	人日分	298	404	415	438
就労選択支援	人分			18	31
	人日分			97	198
就労移行支援	人分	62	71	76	84
	人日分	954	1,157	1,237	1,339

第5章 国の基本指針に即して定める「第7期障害福祉計画」

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
就労継続支援（A型）	人分	367	377	387	397
	人日分	7,143	7,346	7,550	7,738
就労継続支援（B型）	人分	838	853	891	927
	人日分	14,767	15,250	15,926	16,575
就労定着支援	人分	16	18	22	27
療養介護	人分	41	42	43	43
短期入所（福祉型）	人分	166	174	182	188
	人日分	997	951	1,007	1,054
うち重度障がい者	人分	54	59	62	65
	人日分	297	330	343	363
短期入所（医療型）	人分	14	15	17	19
	人日分	39	58	68	78
うち重度障がい者	人分	7	8	10	12
	人日分	19	25	35	43

○居住系サービス

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	人分	317	319	315	310
共同生活援助	人分	410	436	465	493
	うち重度障がい者	人分	45	50	56
自立生活援助	人分	2	5	6	11

○相談支援

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人分	570	607	622	636
地域移行支援	人分	1	7	7	11
地域定着支援	人分	1	4	4	8

## ③ 中濃圏域

## ○訪問系サービス

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人分	246	259	265	275
	時間分	2,792	3,077	3,158	3,284
重度訪問介護	人分	10	13	13	15
	時間分	628	909	909	917
同行援護	人分	37	38	41	42
	時間分	295	346	358	358
行動援護	人分	13	18	21	23
	時間分	138	222	228	230
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

## ○日中活動系サービス

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人分	999	1,022	1,028	1,034
	人日分	19,853	20,733	20,914	21,052
うち重度障がい者	人分	130	130	133	133
	人日分	2,479	2,455	2,503	2,485
自立訓練（機能訓練）	人分	0	1	1	2
	人日分	0	20	20	42
自立訓練（生活訓練）	人分	41	45	49	52
	人日分	410	490	539	559
就労選択支援	人分			3	3
	人日分			42	42
就労移行支援	人分	54	52	57	62
	人日分	627	694	757	825



項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
就労継続支援（A型）	人分	556	577	591	607
	人日分	10,093	10,733	11,035	11,362
就労継続支援（B型）	人分	823	858	887	919
	人日分	13,307	14,041	14,490	14,976
就労定着支援	人分	20	24	27	34
療養介護	人分	39	40	42	44
短期入所（福祉型）	人分	248	258	273	294
	人日分	1,301	1,479	1,574	1,704
うち重度障がい者	人分	27	33	32	32
	人日分	113	135	128	128
短期入所（医療型）	人分	19	22	22	22
	人日分	84	131	131	131
うち重度障がい者	人分	13	15	15	15
	人日分	60	83	83	83

○居住系サービス

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	人分	482	481	479	476
共同生活援助	人分	352	370	387	401
	うち重度障がい者	人分	14	17	17
自立生活援助	人分	0	3	3	4

○相談支援

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人分	1,236	1,271	1,299	1,327
地域移行支援	人分	0	3	6	9
地域定着支援	人分	5	9	11	15

## ④ 東濃圏域

## ○訪問系サービス

項 目	単位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人分	268	276	281	286
	時間分	3,174	3,249	3,294	3,341
重度訪問介護	人分	12	15	16	17
	時間分	4,121	4,382	4,533	4,664
同行援護	人分	30	31	31	32
	時間分	317	337	340	342
行動援護	人分	12	17	17	17
	時間分	211	351	351	351
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

## ○日中活動系サービス

項 目	単位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人分	828	860	883	907
	人日分	16,549	17,457	17,915	18,448
うち重度障がい者	人分	44	47	47	47
	人日分	885	924	924	924
自立訓練（機能訓練）	人分	1	2	2	2
	人日分	8	18	18	18
自立訓練（生活訓練）	人分	56	66	74	84
	人日分	562	723	849	995
就労選択支援	人分			11	12
	人日分			192	209
就労移行支援	人分	37	41	44	47
	人日分	569	646	697	743

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
就労継続支援（A型）	人分	436	441	450	459
	人日分	8,737	8,845	9,014	9,181
就労継続支援（B型）	人分	802	850	894	927
	人日分	13,024	14,296	15,021	15,575
就労定着支援	人分	38	39	40	41
療養介護	人分	27	28	28	28
短期入所（福祉型）	人分	100	110	117	125
	人日分	531	629	668	707
うち 重度障がい者	人分	18	18	18	18
	人日分	132	132	132	132
短期入所（医療型）	人分	9	12	14	14
	人日分	31	41	48	48
うち 重度障がい者	人分	6	7	9	9
	人日分	23	33	40	40

○居住系サービス

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	人分	441	439	436	431
共同生活援助	人分	319	329	341	353
	うち 重度障がい者	人分	2	2	2
自立生活援助	人分	0	3	3	3

○相談支援

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人分	649	704	745	789
地域移行支援	人分	0	2	2	2
地域定着支援	人分	0	2	2	2

## ⑤ 飛騨圏域

## ○訪問系サービス

項 目	単位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人分	196	232	236	240
	時間分	2,315	2,532	2,558	2,584
重度訪問介護	人分	5	5	5	6
	時間分	1,212	1,211	1,211	1,226
同行援護	人分	34	37	38	39
	時間分	314	368	377	386
行動援護	人分	11	12	15	16
	時間分	50	54	79	83
重度障害者等包括支援	人分	0	0	1	2
	時間分	0	0	30	45

## ○日中活動系サービス

項 目	単位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人分	476	487	492	497
	人日分	9,243	9,497	9,593	9,688
うち 重度障がい者	人分	190	209	209	209
	人日分	3,523	3,975	3,975	3,975
自立訓練（機能訓練）	人分	7	6	7	7
	人日分	64	50	51	51
自立訓練（生活訓練）	人分	35	39	39	39
	人日分	470	505	505	505
就労選択支援	人分			2	2
	人日分			20	20
就労移行支援	人分	41	44	45	46
	人日分	586	790	809	828

第5章 国の基本指針に即して定める「第7期障害福祉計画」

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
就労継続支援（A型）	人分	165	164	165	166
	人日分	3,222	3,256	3,276	3,296
就労継続支援（B型）	人分	404	404	415	426
	人日分	5,837	5,989	6,129	6,189
就労定着支援	人分	27	37	38	39
療養介護	人分	29	30	30	30
短期入所（福祉型）	人分	56	57	58	64
	人日分	429	420	423	426
うち 重度障がい者	人分	16	18	18	18
	人日分	111	129	129	129
短期入所（医療型）	人分	2	5	5	5
	人日分	12	20	20	20
うち 重度障がい者	人分	1	3	3	3
	人日分	4	15	15	15

○居住系サービス

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	人分	262	260	255	250
共同生活援助	人分	140	155	156	157
	うち 重度障がい者	人分	2	2	3
自立生活援助	人分	0	0	1	2

○相談支援

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人分	915	941	962	983
地域移行支援	人分	2	6	7	7
地域定着支援	人分	1	1	2	3